

庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱 (平成17年3月31日告示第115号)

最終改正:令和2年6月12日告示第83号

改正内容:平成30年3月27日告示第28号 [令和5年4月1日]

○庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱

平成17年3月31日告示第115号

改正

平成18年10月5日告示第120号
平成19年3月30日告示第63号
平成20年8月29日告示第134号
平成23年3月16日告示第30号
平成23年6月17日告示第89号
平成26年11月6日告示第151号
平成30年3月27日告示第28号
平成30年8月21日告示第94号
平成31年2月4日告示第4号
令和2年6月12日告示第83号

庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林業基盤等を整備しようとする受益者に予算の範囲内において、補助金を交付し、受益者の負担軽減及び農村環境の保全を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則(平成17年庄原市規則第46号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、単独県費補助事業に採択されない費用総額10万円以上の事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、災害復旧工事については、災害による被害報告等を行っているもののうち、費用総額が10万円以上40万円未満で、かつ、原則として当該災害が発生した年度の翌年度末までに工事が完了するものに限る。

- (1) 農道又は林道(橋りょうを含む。)の改良及び舗装工事
- (2) 治山のための土留等工事
- (3) ため池の用途廃止のための工事
- (4) かんがい排水施設の改修工事
- (5) 農地及び畦畔の改修、改良工事(暗きょ排水を含む。)
- (6) 農地災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害)
- (7) 農林施設災害復旧工事(異常な天然現象により発生した災害であって、受益者が2戸以上のものに限る。)

2 補助の対象となる者は、前項各号に掲げる補助対象事業の受益者とする。

(補助額等)

第3条 前条第1項第1号から第6号までの補助対象事業に係る補助金の額は、事業に要した実際の費用と、毎年度、市が定める標準設計による工事費用のいずれか低い額に20パーセントを乗じて得た額以内(10円未満の額は切捨て)とし、1事業当たりの限度額は、1会計年度30万円とする。

2 前条第1項第7号の補助対象事業に係る補助金の額は、事業に要した実際の費用と、毎年度、市が定める標準設計による工事費用のいずれか低い額に62.5パーセントを乗じて得た額(10円未満の額は切捨て)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める率及び限度額により補助金を交付することができる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、庄原市農林施設整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に事業概要書(様式第2号)及び見積書(様式第3号)を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、庄原市農林施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(届出の義務)

第6条 前条に定める交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、事業着手と同時に事業着手届(様式第5号)を、事業完成と同時に事業完成届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更等)

第7条 補助事業者は、交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画を変更しようとするときは、庄原市農

林施設整備事業補助金計画変更承認申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次のいずれにも該当する軽微な変更の場合は、この限りでない。

- (1) 補助対象事業の目的の達成に支障を招くことなく、かつ、事業の能率低下に影響が及ばない細部について行う変更
- (2) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の変更
- (3) 補助金交付決定額の10パーセント以内の減額の変更

2 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、庄原市農林施設整備事業補助金計画変更承認通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、庄原市農林施設整備事業補助金事業中止(廃止)申請書(様式第9号)により市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、前項に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認し、庄原市農林施設整備事業補助金事業中止(廃止)承認通知書(様式第10号)により当該補助事業者に通知するものとする。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、庄原市農林施設整備事業補助金実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績及び収支決算書(様式第12号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第9条 市長は、前条に定める実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市農林施設整備事業補助金額確定通知書(様式第13号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市農林施設整備事業補助金交付請求書(様式第14号)により市長に請求しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月31日から施行する。
(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和6年3月31日までに、この告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なおその効力を有する。
(平成22年7月16日庄原ゲリラ豪雨災害による農地及び農業用施設災害復旧事業の特例)

3 第2条第1項の規定にかかわらず、平成24年度までに行う平成22年7月16日庄原ゲリラ豪雨災害による農地及び農業用施設災害復旧事業のうち、国庫補助対象とならなかった事業で、1事業当たりの事業費が5万円以上であり、災害による被害報告等を行っているものについては、補助対象とする。

4 前項により補助対象となった事業の補助金の額は、第3条の規定にかかわらず、事業に要した実際の費用と、毎年度、市が定める標準設計による工事費用のいずれか低い額に75パーセントを乗じて得た額(10円未満の額は切捨て)とし、1事業当たりの限度額は1会計年度30万円とする。
(平成30年7月豪雨災害における農地及び農林施設災害復旧工事の特例)

5 平成30年7月豪雨による災害における第2条第1項第6号に定める農地災害復旧工事及び第7号に定める農林施設災害復旧工事の補助対象は、同項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するものとする。ただし、国庫補助事業の対象となっているものについては、補助対象としない。

- (1) 1事業当たりの事業費が3万円以上のもの
- (2) 令和5年3月31日までに完了するもの

6 前項の規定により補助対象となった事業に係る補助金の額は、第3条の規定にかかわらず、工事に要した実際の費用に75パーセントを乗じて得た額(10円未満の額は切捨て)とし、1事業当たりの限度額は、30万円とする。

7 平成30年7月5日から同年9月30日までの間に着手し、又は完了している工事について、本要綱による交付申請等の手続が困難なときは、市長が申請者に別に指示する書類等により補助対象であることが確認できるときに限り、本要綱の手続に係る規定にかかわらず、補助対象とすることができるものとする。

8 前項に該当する者の交付申請は、平成30年9月30日までにを行うものとする。

附 則(平成18年10月5日告示第120号)

この告示は、公布の日から施行し、施行前の平成18年度に発生した農地災害による復旧工事についても適用する。

附 則(平成19年3月30日告示第63号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年8月29日告示第134号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日告示第30号)

この告示は、平成23年3月17日から施行し、施行の日前の平成22年7月16日庄原ゲリラ豪雨災害による農地及び農業用施設災害復旧事業についても適用する。

附 則 (平成23年6月17日告示第89号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月6日告示第151号)

この告示は、平成26年11月7日から施行し、改正後の庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月27日告示第28号)

改正

平成31年2月4日告示第4号

令和2年6月12日告示第83号

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の庄原市農林施設整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成30年8月21日告示第94号)

この告示は、平成30年8月22日から施行し、平成30年7月5日から適用する。

附 則 (平成31年2月4日告示第4号)

この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附 則 (令和2年6月12日告示第83号)

この告示は、令和2年6月13日から施行する。